

令和7年度 村民税・県民税兼国民健康保険税申告書の書き方

申告期間

申告期間：令和7年2月17日(月)～3月17日(月)

令和6年中に北中城村へ転入してきた方や前年に村民税・県民税申告を提出した方などへ申告書を送付しております。「申告フローチャート」をご確認のうえ申告をお願いします。

返信用封筒で郵送してください

村民税・県民税申告書は、村民税・県民税申告書にある「準備するもの」のコピーを同封のうえ、返信用封筒に入れ郵送にてご提出をお願いします。

令和7年度以降の個人住民税から適用される主な改正点

【住宅ローン控除】

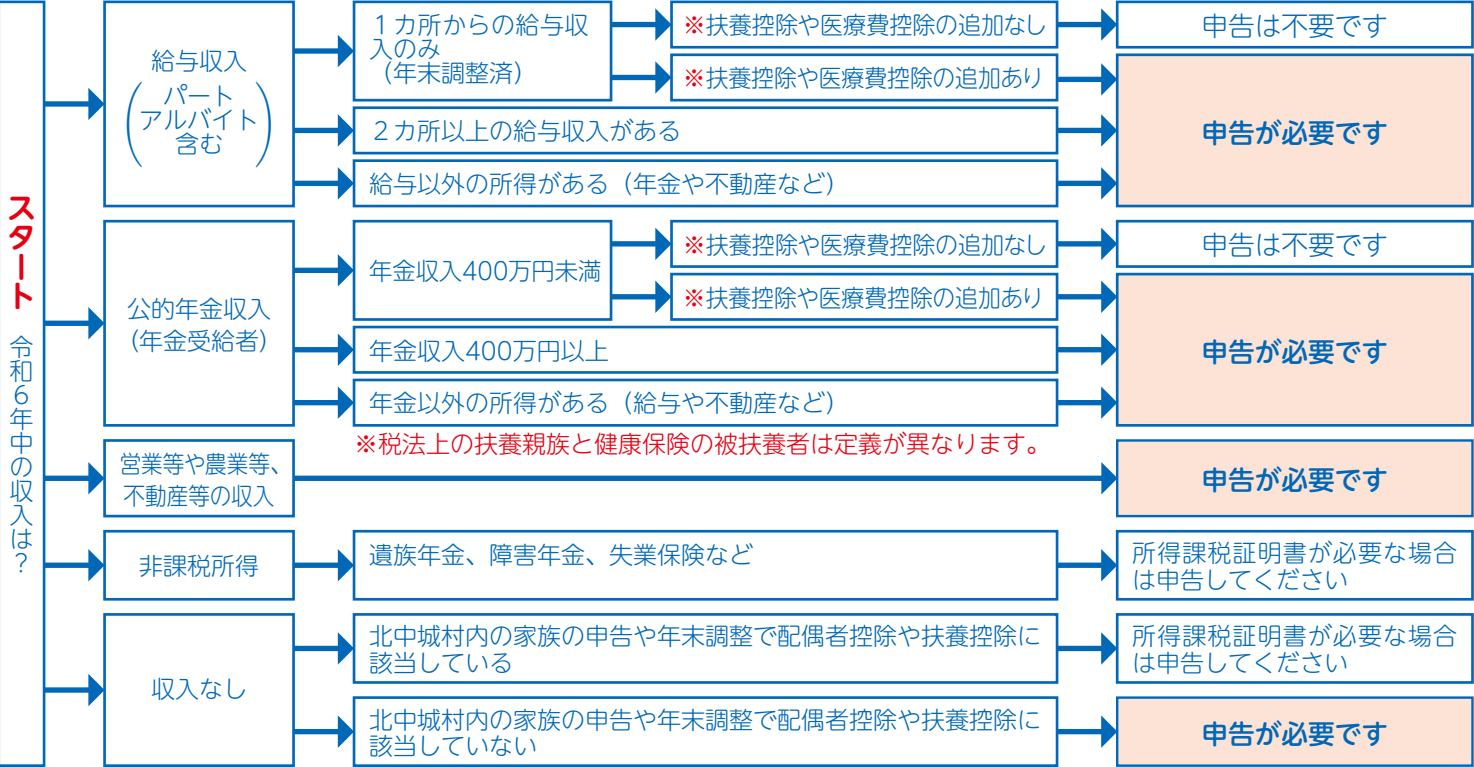
- ①令和6年度税制改正により、子育て世帯(19歳未満の子を有する世帯)または若者夫婦世帯(夫婦のいずれかが40歳未満の世帯)が令和6年に入居する場合には、令和4年・5年入居の借入限度額が維持されます。
- ②合計所得金額1,000万円以下の者に限り、新築住宅の床面積要件を40平方メートル以上に緩和する措置について建築確認の期限が令和6年12月31日まで延長されます。
- 【令和6・7年に入居予定の新築住宅について住宅ローン控除の申請を予定されている方へ】
令和6年1月以降に建築確認を受けた新築住宅の場合、省エネ基準を満たす住宅でない場合は住宅ローン控除を受けられません。詳しくは国土交通省ホームページをご確認ください。

【定額減税】

合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下である、納税義務者本人の同一生計配偶者(国内居住者のみ、合計所得金額が48万円以下の配偶者)について、令和7年度に限り、納税義務者本人の個人住民税の所得割から1万円が減税されます。

申告フローチャート

申告の必要・不要を簡易に判断するフローチャートです。ご自身の主な収入にあてはまる項目から矢印にそって申告が必要か参考にしてください。



申告期間中は所得税の確定申告の申告相談も行なっております。ただし、北中城村役場での相談・受付が困難と判断した場合は沖縄税務署をご案内する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- 下記の方は、沖縄税務署で申告となります。
- * 青色申告、損失申告
 - * 初年度の住宅ローン控除
 - * 土地・建物、株式等の売却
 - * 特定口座の株式配当や先物取引
 - * 暗号資産取引
 - * 雑損控除
 - * 消費税、贈与税、相続税
 - * 外国税額控除の申告を希望される方

該当する方は右記の確認をお願いします。

国税庁
LINE公式アカウント

確定申告

スマホで申告は、こちら

対面にて申告相談をご希望の方(土日祝祭日を除く)

申告会場：北中城村役場 第二庁舎 3階

受付時間：午前9時～11時、午後1時～4時

※村民税・県民税申告書にある「準備するもの」をご確認のうえご持参ください。

※所得税の確定申告の場合は令和6年分確定申告のお知らせのハガキ(利用者識別番号が記載されているもの)も合わせてご持参ください。

記帳・帳簿等の保存制度について

- 対象となる人
事業(営業等・農業)所得、不動産所得、又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての人です。
所得税の申告が必要ない人も対象となります。
- 記帳する内容
売上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を記載します。
記帳にあたっては、日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。
- 帳簿の保存
収入金額や必要経費を記載した帳簿書類のほか、取引に伴って作成したり受け取ったりした帳簿や請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

	保存が必要なもの	保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載すべき帳簿	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	5年

収入が無かった方の記入例

現住所、氏名、生年月日、電話番号、個人番号を記入してください。

前年中、収入が無かった方は(扶養されていた方や障害年金を受給していた方など)該当する番号へ○をつけ、必要事項に記入してください。

本人控除：寡婦、ひとり親控除を受ける方は該当する箇所へ○をつけてください。
障害者手帳をお持ちの場合は、交付日と氏名・等級が記載されているページのコピーを添付してください。

扶養親族控除を受ける方は次のいずれにも該当する者です。
①令和6年12月31日の現況において、生計を一にしている。
②合計所得金額が48万円以下である。
③青色申告の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者でない。
※重複して扶養控除を受けることはできません。
※扶養親族の方が障害者手帳をお持ちの場合は、交付日と氏名・等級が記載されているページのコピーを添付してください。

必要事項にご記入後、返信用封筒に入れて郵送してください。

給与収入がある方の記入例

現住所、氏名、生年月日、電話番号、個人番号を記入してください。

源泉徴収票をお持ちの方はコピーを添付してください。
源泉徴収票がない方は裏面も記入してください。

年金収入もある方は「2 収入金額等の雑：公的年金欄(オ)」にも金額を記入してください。

控除を追加される方
右側の該当する控除欄に記入。
また、控除の追加には証明書の添付が必要となります。

扶養親族控除を受ける方は次のいずれにも該当する者です。
①令和6年12月31日の現況において、生計を一にしている。
②合計所得金額が48万円以下である。
③青色申告の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者でない。
※重複して扶養控除を受けることはできません。
※扶養親族の方が障害者手帳をお持ちの場合は、交付日と氏名・等級が記載されているページのコピーを添付してください。

令和7年度(令和6年分)村民税・県民税 兼 国民健康保険税申告書

1 収入が無かった方の記入欄

4 所得から差し引かれる金額に関する事項

7 給与所得証明欄

10 雑所得(公的年金以外)に関する事項

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

【源泉徴収票がない方】
勤務先から給与所得証明欄に証明をもらってください。
また勤務先が一定でない場合は月収及び勤務先の詳細を記入してください。

同一生計配偶者がいる場合、配偶者(特別)控除の対象にならない場合でも記入してください。
定額減税の算定に影響する場合があります。

年金収入がある方の記入例

令和7年度(令和6年分)村民税・県民税 兼 国民健康保険税申告書

現住所、氏名、生年月日、電話番号、個人番号を記入してください。

1 収入が無かった方の記入欄 ※該当する番号に○印を付けてください。

2 収入がある方の記入欄 ※該当する番号に○印を付けてください。

3 所得(公的年金以外)に関する事項

4 所得から差し引かれる金額に関する事項

5 所得金額

6 給与・公的年金等に係る所得以外の村民税・県民税の納税方法

源泉徴収票をお持ちの方はコピーを添付してください。
「2 収入金額等の雑:公的年金欄(オ)」にも金額を記入してください。

控除を追加される方
右側の該当する控除欄に記入。
また、控除の追加には証明書の添付が必要となります。

扶養親族控除を受ける方は次のいずれにも該当する者です。
①令和6年12月31日の現況において、生計を一にしている。
②合計所得金額が48万円以下である。
③青色申告の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者でない。
※重複して扶養控除を受けることはできません。
※扶養親族の方が障害者手帳をお持ちの場合は、交付日と氏名・等級が記載されているページのコピーを添付してください。

不動産(軍用地)がある方の記入例

令和7年度(令和6年分)村民税・県民税 兼 国民健康保険税申告書

現住所、氏名、生年月日、電話番号、個人番号を記入してください。

1 収入が無かった方の記入欄 ※該当する番号に○印を付けてください。

2 収入がある方の記入欄 ※該当する番号に○印を付けてください。

3 所得(公的年金以外)に関する事項

4 所得から差し引かれる金額に関する事項

5 所得金額

6 給与・公的年金等に係る所得以外の村民税・県民税の納税方法

控除を追加される方
右側の該当する控除欄に記入。
また、控除の追加には証明書の添付が必要となります。

扶養親族控除を受ける方は次のいずれにも該当する者です。
①令和6年12月31日の現況において、生計を一にしている。
②合計所得金額が48万円以下である。
③青色申告の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者でない。
※重複して扶養控除を受けることはできません。
※扶養親族の方が障害者手帳をお持ちの場合は、交付日と氏名・等級が記載されているページのコピーを添付してください。

同一生計配偶者がいる場合、配偶者(特別)控除の対象にならない場合でも記入してください。
定額減税の算定に影響する場合があります。

7 給与所得証明欄(1月1日～12月31日)

8 事業(事業・農業)所得の収支内訳書(1月1日～12月31日)

9 不動産所得の収支内訳書(1月1日～12月31日)

10 雑所得(公的年金以外)に関する事項

11 総合課税・一時所得に関する事項

12 配当所得に関する事項

13 所得金額調整控除に関する事項

14 別荘の扶養親族に関する事項

15 寄附金に関する事項

軍用地の場合
①貸地(軍・民):軍に○をつけてください。
土地明細書(令和6年度)より賃貸料の合計金額を記入してください。
合計金額は、表面の「2収入金額等の不動産欄(ウ)」にも記入してください。
⑨租税公課:固定資産税明細書又は公課証明書より金額を記入してください。
⑩地主会費:土地明細書(令和6年度)より会費の合計金額を記入してください。
⑪所得金額:④-⑪-⑫
所得金額は、表面の「3所得金額の不動産欄(③)」にも記入してください。

営業収入がある方の記入例

令和7年度(令和6年分)村民税・県民税 兼 国民健康保険税申告書

現住所、氏名、生年月日、電話番号、個人番号を記入してください。

1 収入が無かった方の記入欄 ※該当する番号に○印を付けてください。

2 収入がある方の記入欄 ※該当する番号に○印を付けてください。

3 所得(公的年金以外)に関する事項

4 所得から差し引かれる金額に関する事項

5 所得金額

6 給与・公的年金等に係る所得以外の村民税・県民税の納税方法

控除を追加される方
右側の該当する控除欄に記入。
また、控除の追加には証明書の添付が必要となります。

扶養親族控除を受ける方は次のいずれにも該当する者です。
①令和6年12月31日の現況において、生計を一にしている。
②合計所得金額が48万円以下である。
③青色申告の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者でない。
※重複して扶養控除を受けることはできません。
※扶養親族の方が障害者手帳をお持ちの場合は、交付日と氏名・等級が記載されているページのコピーを添付してください。

7 給与所得証明欄(1月1日～12月31日)

8 事業(事業・農業)所得の収支内訳書(1月1日～12月31日)

9 不動産所得の収支内訳書(1月1日～12月31日)

10 雑所得(公的年金以外)に関する事項

11 総合課税・一時所得に関する事項

12 配当所得に関する事項

13 所得金額調整控除に関する事項

14 別荘の扶養親族に関する事項

15 寄附金に関する事項

①年間売上:帳簿より合計金額を記入してください。
合計金額は、表面の「2収入金額等の営業等欄(ア)」にも記入してください。
必要経費は各科目ごとに記入してください。
③所得金額:⑩-⑪-⑫
所得金額は、表面の「3所得金額の事業:営業等欄(①)」にも記入してください。

不動産(アパート)がある方の記入例

令和7年度(令和6年分)村民税・県民税 兼 国民健康保険税申告書

現住所、氏名、生年月日、電話番号、個人番号を記入してください。

1 収入が無かった方の記入欄 ※該当する番号に○印を付けてください。

2 収入がある方の記入欄 ※該当する番号に○印を付けてください。

3 所得(公的年金以外)に関する事項

4 所得から差し引かれる金額に関する事項

5 所得金額

6 給与・公的年金等に係る所得以外の村民税・県民税の納税方法

控除を追加される方
右側の該当する控除欄に記入。
また、控除の追加には証明書の添付が必要となります。

扶養親族控除を受ける方は次のいずれにも該当する者です。
①令和6年12月31日の現況において、生計を一にしている。
②合計所得金額が48万円以下である。
③青色申告の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者でない。
※重複して扶養控除を受けることはできません。
※扶養親族の方が障害者手帳をお持ちの場合は、交付日と氏名・等級が記載されているページのコピーを添付してください。

同一生計配偶者がいる場合、配偶者(特別)控除の対象にならない場合でも記入してください。
定額減税の算定に影響する場合があります。

7 給与所得証明欄(1月1日～12月31日)

8 事業(事業・農業)所得の収支内訳書(1月1日～12月31日)

9 不動産所得の収支内訳書(1月1日～12月31日)

10 雑所得(公的年金以外)に関する事項

11 総合課税・一時所得に関する事項

12 配当所得に関する事項

13 所得金額調整控除に関する事項

14 別荘の扶養親族に関する事項

15 寄附金に関する事項

アパートの場合
②アパート:家賃明細書より合計金額を記入してください。
合計金額は、表面の「2収入金額等の不動産欄(ウ)」にも記入してください。
⑥減価償却費:減価償却費の内訳より算出した金額を記入してください。
⑨租税公課:固定資産税明細書又は公課証明書より金額を記入してください。
⑩修繕費:修繕に使った費用があれば記入してください。
⑪所得金額:④-⑪-⑫
所得金額は、表面の「3所得金額の不動産欄(③)」にも記入してください。